

監査公表第 703 号

出資団体監査（工事）の結果を受けて京都市長が講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 26 日

京都市監査委員	小 林 正 明
同	山 岸 隆 行
同	西 村 京 三
同	海 沼 芳 晴

1 平成 25 年度出資団体（工事）（平成 26 年 3 月 28 日監査公表第 692 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 適正な工事施工管理体制の確立について</p> <p>工事の施工管理については、監督及び検査に必要な事項を定めた要綱（以下「要綱」という。）を制定し、契約書及び土木工事共通仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、透明性及び客観性を確保して行うことが求められている。</p> <p>京都市住宅供給公社においては、土木請負工事に係る要綱が制定されておらず、仕様書等に基づかない口頭による指示、承認及び協議が行われている事例が見られた。</p> <p>工事施工管理の透明性及び客観性を確保するため、要綱の制定と要綱に基づく適正な工事施工管理体制の確立に努められたい。</p> <p>（洛西ニュータウンセンター ペDESTリアンデッキ通路整備工事ほか 事業推進課）</p>

## 講 じ た 措 置

適正な工事施工管理体制の確立について、平成 26 年 4 月 3 日付けで、本市から住宅供給公社に必要な措置を講じるよう通知を行った。

なお、同公社においては、監査の過程で実施される事実確認の際に問題を認識したものであり、その結果公表を待たずに、適正な工事施工管理体制の確立のため、請負工事監督・検査要綱及び土木請負工事関係書式を同年 1 月 17 日付けで制定(同年 1 月 20 日施行)し、関係職員に配布して周知するとともに、当該要綱書等に基づき適正な事務を行うよう徹底した。さらに、同年 4 月 9 日には、部内及び課内会議において、当該要綱等の説明及び指導を行った。

指 摘 事 項
<p>イ 維持管理業務委託</p> <p>(ア) 随意契約ガイドラインの運用について</p> <p>京都市住宅供給公社において準用されている京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、価格交渉を行ったときは、契約の決定において交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことを確認出来ないものがあった。</p> <p>価格交渉にあたっては、ガイドラインに従い、適切に事務処理を行われたい。</p> <p>（京都市三条第一（機械式）駐車場に係る立体駐車装置保守点検 調整課）</p>

講 じ た 措 置
<p>随意契約ガイドラインの運用については、平成26年4月18日付けで本市から京都市住宅供給公社に通知を行い、契約の決定において価格交渉を行ったときは、交渉の経過の記録を必ず添付するほか、ガイドラインに従い、適切に事務を行うよう指導した。</p> <p>同公社においては、所属長から担当職員に対し、指摘事項を周知するとともに、同月21日に課内研修を開催し、適切に事務を行うよう徹底を図った。</p>

(監査事務局)